

## 会 議 録

会議名	平成20年度 第2回 丸亀市自治推進委員会
開催日時	平成21年2月27日(金) 午前10:00~午後12:20
開催場所	丸亀市役所 本館2階第1会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p style="text-align: center;">鹿子嶋 仁      大山 治彦      山本 珠美      喜多 壽子  砂古 敏之      天野 裕子      高木 明美      秋山 朋子  塚本 修      実原 伸子      石原 茂      大原 久美子  西川 泰徳</p> <p>(欠席委員)</p> <p style="text-align: center;">岡 千枝      赤熊 一弘</p> <p>(説明のために出席した者)</p> <p style="text-align: center;">生活環境部長    笠井 建一      生活課長      森中 仁志  生活課副課長    重成 れい子  企画財政部長    直江 安俊      企画課長      大喜多 章親  企画課副主幹    徳田 明香      企画課主任    勝田 知子</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丸亀市自治推進委員会委員委嘱</li> <li>・議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 丸亀市自治推進委員会について</li> <li>2. 市政への市民参画の状況について</li> <li>3. 協働の推進状況について</li> <li>4. その他</li> </ol> </li> </ul>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
議事の進行及び発言の要旨	
企画課長	<p>はじめに副市長より委員の委嘱状を交付いたします。  「丸亀市自治推進委員会委員委嘱」</p> <p>副市長あいさつ</p> <p>おはようございます。平成18年に自治基本条例が制定され、その中で、自治推進委員会を設置し、市民参画と協働の推進、また市民自治の推進を図っていただくこととしております。最近、個々の要求や価値観が変化し多様化して、従来のような役所が提案し議会が承認するといったようなやり方だけでは通用しない時代になって参りました。市民の皆様の意見を取り入れながら、個々の課題について議論する必要があ</p>

<p>企画課長</p>	<p>ります。</p> <p>また、自治基本条例は5年ごとに見直すという規定もありますので、今年度は事前の意見交換をお願いすることになると思われます。基本的には事務局からの諮問に応じて議論していただきますが、委員の皆様からご提案いただいたテーマについての議論がなされてもよいと思います。これからの2年間、自治推進委員として市民による自治の進展を図っていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、議事に入ります前に、本日出席しております市関係者を紹介いたします。</p> <p>「司会者より市関係者の紹介」</p> <p>それでは、会長及び副会長の選任について諮らせていただきます。丸亀市自治推進委員会は丸亀市附属機関設置条例に基づき設置いたしておりますが、条例第6条第1項で「附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選により定める」と規定されております。</p> <p>自治推進委員会の会長、副会長の選任について、いかがいたしましょうか。</p>
<p>石原委員</p>	<p>事務局に一任でお願いします。</p>
<p>企画課長</p>	<p>事務局に一任という声がありましたが、事務局といたしましては、会長に香川大学・愛媛大学連合法務研究科准教授 鹿子嶋 仁様、副会長に NPO 法人地域は家族・コミュニケーション代表 高木 明美様をお願いしたいと考えております。委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p>「全委員 了承」</p>
<p>企画課長</p>	<p>鹿子嶋様、高木様におかれましては、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>「鹿子嶋委員、高木委員 了承」</p>
<p>企画課長</p>	<p>それでは、会長に鹿子嶋様、副会長に高木様、よろしくお願いいたします。会長、副会長に選任されました鹿子嶋様、高木様、一言、ご挨拶をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>私たち委員の役目は、自治基本条例という自治体にとって重要な条例の監視、運用です。また、来年度は条例の見直しの年であり、重要な時期にさしかかっていることを考慮に入れ活動を展開していく必要があります。</p> <p>私個人は微力ですので、地域に精通している皆様の活発なご意見、討論をお願いいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>丸亀市民として、また自分たちで課題を見つけ活動してきた市民団体の立場として</p>

	<p>がんばってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
企画課長	<p>ありがとうございました。会議に入ります前に、本日の会議成立の要件として、「丸亀市附属機関設置条例」第7条第2項に「附属機関の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と規定されております。本日は岡委員と赤熊委員の2名が欠席されていますが、13名の委員の方のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、ただいまからの議事進行につきましては「丸亀市附属機関設置条例」第7条第1項によりまして、会長に議長をお願いいたします。</p>
会長	<p>議題1「丸亀市自治推進委員会について」ですが、資料につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
企画課長	<p>「自治推進委員会について説明」</p>
会長	<p>ただいまの説明に対して、質問等がありましたらお願いします。</p>
塚本委員	<p>今までの委員会ではどのように議論がなされたのですか。</p>
企画課長	<p>第1期の委員会では、条例の策定など具体的な諮問事項に基づいて協議を行いました。条例整備の第1段階は終わっており、この第2期の委員会では今後の方向性、条例の見直しに向けての課題整理となります。</p>
会長	<p>今の質問をうけて考えていることがあります。自治基本条例を作ってもそれだけでは何の役にも立ちません。そこで丸亀市が取り組まれたのは、大きく意見公募(パブリックコメント)と協働で、これらは具体的に整備されている状況です。これまでは自治基本条例を動かすための制度作りや諮問への答申に力をそそいできて、一応、環境整備ができた状態です。</p> <p>これからの私たちの役割は住民自治がきちんと推進しているかのチェックです。もし、問題があれば指摘し、改善案を出します。それは条例の改正が必要なときもあるだろうし、条例改正まで及ばなくても、運用面の改善で対応できる場合もあると思われます。</p> <p>自治基本条例でやらなければならないと示されているポイントを洗い出し、それが条例制定前と後でどう変わったのか、そういう資料があれば自治基本条例が役に立ち、効果のある条例かどうか判断することができます。ポイントはたくさんあるので、優先順位をつけて審議します。先程、事務局から「情報の共有」でたくさんの意見が出されたという説明があったので、このあたりから着手しましょうか。</p>
西川委員	<p>今までの委員会は年何回開催されましたか。</p>

企画課長	年3～4回です。
西川委員	この会は、事務局が作成した資料、テーマで議論するのですか。
会長	いくつぐらいのテーマがでてくるかによって回数が決まります。ただ、ある程度見通しがないと困るので、事務局には自治基本条例に基づいて、ポイントを挙げていただきたいです。その資料を基にこの会でどれを重点的に審議するのか検討する作業も必要です。その作業をすることで回数も決まってきます。
西川委員	自治推進委員と協働推進委員との違い、提案型協働事業の説明をお願いします。
生活課副課長	協働推進委員とは市と市民団体が協働を推進していくために各課に配置している職員のことです。また、提案型協働事業ですが、市と市民団体の協働事業の中で、市民団体から課題を提案してもらう事業です。
西川委員	どのような事業がありますか。
生活課副課長	提案型協働事業は平成17年度から実施しておりますが、資料3の7～10ページに具体的な事業を載せています。
西川委員	応募が少ないのではないですか。
生活課副課長	市民団体から手を挙げてもらい、それを選考委員会で審議して実施する提案型協働事業が決まります。ですから応募の数は資料にある事業数よりは多いです。例えば、17年度は7件の応募があり、採用されたのが4件です。
会長	この委員会で協働の状況がどのように進展しているのか総合的に見ることにします。件数は多いのか少ないのか、なぜ少ないのか、件数を増やすために手当を増やす必要があるのか、といった見地から議論していきましょう。
西川委員	あと2回でいろいろとしなければならないのですね。
企画課長	情報提供は随時していきます。
天野委員	事業内容は広報等で市民に知らせていますか。
生活課副課長	広報、ホームページに載せて周知しています。

大山委員	<p>皆さんの意見を聞いていて前にも同じような質問があったかと思います。自治推進委員は何ができるのか、具体的なイメージをつかみにくいのではないのでしょうか。諮問があれば審議して答申をすとはっきりしており、今まではそのようにしてきました。</p> <p>今回は諮問も無いので、私たちの役割がはっきりしないのだと思います。自治推進委員の権能、役割をわかりやすく説明していただきたいです。</p> <p>もう一つは誰が会を招集するのかという点です。3回というのは事務局の提案であって、どこにも3回というのは書かれていません。会議開催についての基本的ルールをお示しください。</p>
企画課長	<p>役割は先程説明したとおりですが、いわゆる審議会の一つであるということです。その中の役割としては自治の推進のための条例、計画に関する諮問に対する答申や推進に関する重要事項の審議ということになります。</p> <p>また自治基本条例自体に見直しの規定がありますので、その審議をしていただきます。</p> <p>委員会のスケジュールに関しましては、第2期の委員会の方向性を皆様で議論していただいているところでありますが、事務局の考えとしましては、少ないかもしれませんが開催回数は3～4回程度と考えています。</p>
会長	<p>委員会の開催に関して、21年度は予算的に制約がありますか。</p>
企画課長	<p>一応、3回です。</p>
会長	<p>それでしたら大幅に増やすことは難しいですね。自治基本条例の第21条に委員会設置に関する基本的部分がかかれてあります。我々の役目は大きく二つです。一つは第21条第2項の諮問に対する答申です。これは昨年度、力を入れて活動してきました。</p> <p>もう一つは第21条第3項の重要事項に関する市長への提言です。今年度、特に諮問が無ければこれが我々の重要な役目となってきます。そして条例の見直し時期が迫っていることも考慮に入れ、条例の見直しにつながる意見を用意する必要があります。条例の見直しに関する問題か、それ以前の運用に関する問題か、レベルの違いがあるにせよ、問題、課題があれば審議し提言することが中心になるかと思っています。</p> <p>それでは何からとりかかればよいのか。例えばですが、私は県内の他市でも同じ仕事をしていますが、パブリックコメントをしても意見はゼロ。これを委員会で問題にし、改善策などを提言しました。丸亀市は自治推進に関して県下で一番取り組みが進んでいます。自治基本条例はもちろん、それを具体化するシステムも作り、一番取り組みが進展しているので、さらに悪いところを直し、もっとよくしていくために積極的、建設的に考えていきましょう。今後の方針や役割についてよろしいでしょうか。</p>
砂古委員	<p>「自治推進委員会の活動」の資料の中で今後の取り組みとして、情報の共有につい</p>

山本委員	<p>て調査審議するとありますが、今までの流れがよく見えません。情報の共有について議論する上で、これまでの議論や問題点を教えてほしいです。</p> <p>今の意見に関係してですが、この資料からは市から市民への情報提供は見えるのですが、市民から市への情報提供は見えてきません。情報の共有といった場合、逆方向もあると考えます。市民活動情報を市や事業者と共有することもあるはずですが。市はどのような情報共有のイメージを持たれているのですか。またどのような議論の経過があったのかお示してください。</p>
企画課長	<p>情報の共有に関しては多くの意見が出されました。まず行政側が多くの情報を持っているという認識があり、それをわかりやすく市民に説明しなければならないという意見が出されました。市民側からの情報もあると思いますが、今までの会では議論にはなりません。行政と市民がお互いに情報を共有するのが基本で、その手法が課題となっています。</p>
会長	<p>要するに、もし情報の共有をテーマに次回議論するとしたら、今までどういう点が問題となりどのような討論がなされたのか、事務局で資料を作成しあらかじめ委員に渡しててください。</p> <p>情報の提供に関して、自治基本条例第14条には市の保有する情報を積極的に公開するという形で行政側の役目として書かれています。山本委員のご指摘のとおり、情報の共有といった場合、当然市民側の情報も共有するべきです。その共有の仕方ですが、市が市民団体の情報を収集したり、市民団体が独自にホームページなどで提供するという事も考えられます。</p> <p>自治基本条例は市の立場から書かれていますので、そこから考えられる問題は市の情報提供のあり方、情報収集の仕方が挙げられると思います。このような形で次回から情報の共有をテーマに議論を進めていってはどうかというのが事務局の考えだと思います。</p>
西川委員	<p>資料は委員会開催の前に、事前に配布してください。そうすることでじっくり資料に目を通すし、考えもまとめることができます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>事務局には次回の会までに資料を委員の皆様へ送付していただき、委員の皆様はその資料を一読した上で会に臨んでいただきたいです。次回のテーマは情報共有についてでよろしいでしょうか。他に優先課題はありませんか。</p>
大山委員	<p>情報共有といってもこの会で情報共有ができなければ、市民との情報共有は難しいです。今の議論はどのような風に提供したらわかりやすいかという議論のスタート地点になると思います。</p> <p>また、新しい委員から今までの議論についてきちんと説明をというのであれば、少</p>

	<p>なくとも過去の議事録の提供があってもよいと思います。</p> <p>協働事業を進める場合、力関係で言うと情報や権限を持っている市の方が強いという議論が今までの会でありました。その力関係を調整するのが自治基本条例の役割です。市と市民が対等になるような仕組みを作り、市民がきちんと判断し、意見が言える情報を市がわかりやすく提供する必要があります。</p> <p>先程、会長から自治基本条例第21条第3項の自治の推進に関する重要事項という話がでましたが、丸亀市民の方はもっと日々感じている疑問や意見を言ってもいいと思います。委員の皆様の素朴な疑問をテーマにはじめてみるのもいいかもしれません。そのほうがこの委員会のイメージも見えてくるのではありませんか。</p>
喜多委員	<p>私も委員の皆様が素朴に思っていることを問題提起したほうがわかりやすいと思います。情報の共有というテーマは雲の上の話のような気がします。前回の会の最後に市民活動推進センターを設置するという話がありましたが、その後どうなったか報告していただきたいです。</p>
会長	<p>他に具体的テーマはありますか。</p>
石原委員	<p>私はこの委員会で行政とコミュニティの関係がどうあるべきかについて重点的に学びたいと考えていますのでテーマの一つにさせていただきたいです。行政とコミュニティの間には実際、問題が山積しています。</p> <p>コミュニティも各校区によって形態が異なり、活動も様々で、一概に評価はできません。それぞれのコミュニティの活動内容など情報提供してほしいです。</p>
会長	<p>今、行政とコミュニティの関係、コミュニティのあり方、コミュニティどうしの関係という意見がでました。行政とコミュニティの関係は自治基本条例の柱ですので、重要なテーマと考えられます。他にありませんか。</p>
大山委員	<p>前回からの引き続きでいえば、市民活動推進センター設置の話があります。市民活動推進センター運営検討会が設けられたと聞いていますが、本来まずこの委員会に報告があってしかるべきだと思います。このセンターに関しては議論しなければならないのでテーマとして入れていただきたいです。</p> <p>あと、コミュニティのテーマはとてもよいテーマです。他市はNPOやボランティアばかりに焦点を当てていますが、丸亀市の自治基本条例は他市が気づかないコミュニティや自治会をいれています。これは先駆的で非常に重要なポイントなので、石原委員の提案には賛成です。</p>
会長	<p>市民活動推進センターもコミュニティの話に結びついてくるのでまとめてとりあげたらいいですね。個人的に言わせてもらえば、例えば市の広報の仕方が悪いという問題は技術的に解決できる側面が多いのですが、コミュニティは難しい問題で、すぐに</p>

	<p>は方向性や解決策はできません。しかし丸亀市は自治基本条例等でよい背景を作られています。自治推進に関して、コミュニティは基本的で重要な部分なので、皆様の意見に同感です。</p>
西川委員	<p>各自治会、コミュニティは市の依頼で活動するのではなく、自分たちで管理、運営するようになるのですか。</p>
会長	<p>より地域に分権していくといったような議論もあると思います。自治会館の利用状況等のデータに基づき、現状と問題点を議論することも考えられます。</p>
塚本委員	<p>私はふれあい城坤、連合自治会の代表としてこの委員会に出席していますが、石原委員の話にもあったように各自治会、コミュニティはそれぞれ独自の特色があってよいと思います。そしてお互い切磋琢磨して自分たちの自治会を運営すればいいのです。問題は4年前の合併です。合併前はそれぞれが色々な活動を自分たちのやり方で行って来ました。そのため、合併したからといって一つの目標に向かって活動しましょうということが難しいです。</p>
会長	<p>合併という背景もあるので、非常に難しい問題です。しかし、この委員会は各種団体から参加してくれているので、コミュニティに関して具体的な話を聞くことができるのではないのでしょうか。</p>
西川委員	<p>現在、自治会の加入率が50～60%と非常に低いです。自治会に加入していない人に税金で広報紙を配るのには不公平を感じます。このようなこともテーマにいらしてくださいませか。</p>
会長	<p>自治会の加入率の話もコミュニティのあり方のテーマに含まれます。</p>
副会長	<p>皆さんの意見に付け加えて、協働がどういうふうに進んでいるのかということと自治基本条例と協働推進条例がどのように運用され活用されているのかということも検証していく必要があると思います。</p> <p>また、一つのテーマにしても委員の皆様の意見、疑問もそれぞれだと思われるので、事前に意見を拾い上げてほしいです。</p>
会長	<p>私たちの役割は自治基本条例に書いていることをすべてチェックすることです。しかし、すべての項目はチェックできないので、事務局に自治基本条例に則してチェックポイントの一覧表を作成し、相対的に管理し、それに関する資料を事前に配布してもらいます。さらに副委員長が言われたように委員の皆様は事前に意見、質問等を事務局に出していただくことにします。</p> <p>次回より「情報の共有」「市政の参画」「協働、コミュニティ」をテーマに会を開きた</p>

	<p>と思いますが、今、多くの意見がでた「協働、コミュニティ」のテーマについて次回開催したいと考えます。事務局は資料を事前に委員の皆様配布してください。</p>
塚本委員	<p>コミュニティ会員の増加は、現在コミュニティが抱えている問題です。旧綾歌、飯山地域は加入率約80%ですが旧丸亀は50、60%です。コミュニティに入るように勧めていますが、入る、入らないは個人の自由なので、強制もできません。コミュニティに加入していない人も市民なので、行政サービスを受ける権利はあります。そのあたりが難しく、簡単に考えてほしくありません。</p>
会長	<p>自治基本条例は、市民がまちづくりに参加する権利を認めています。自治会、コミュニティに加入する、しないはその人の意思なので自由ですが、加入したくてもできないのは問題です。このような問題が発生していれば、これからのコミュニティのあり方を考えていかねばなりません。</p> <p>まず、現状の問題をご提示いただいて、コミュニティの本来の姿を議論していきましょう。</p>
大原委員	<p>私は一般市民で行政とはかけ離れたところにいます。団体に入っている人には様々な情報が入ってきたり、参加の機会が与えられていると思います。しかし、どこの団体にも所属していない一般市民、核家族世帯、高齢者世帯、小さな子供のいる世帯などには情報は入ってきません。地域の末端まで情報が行き届くようお願いしたいです。私もこういう立場から公募委員として参加しています。</p>
会長	<p>まちづくりに参加したいのに参加の機会が見えてこないというのは非常に問題です。少数のものを排除するのは自治基本条例の正当性に関わってきますので、この視点は重要です。</p>
大山委員	<p>地域の皆様から言われて初めて気づくこともあるので現状の把握は大切です。そして現状の把握だけにとどまらず、私たちは夢を語る組織でもあります。憲法はもちろん、自治基本条例によって個人の人権が保障されている丸亀市民になるには少しずつ市役所、コミュニティ、自治会、NPO、個人が変わらなければなりません。そのような目標を持ち、皆が変わり、あそこまでいけたらいいねというような議論があってもいいのではないのでしょうか。</p>
西川委員	<p>自治会加入の実状を述べさせてください。自治会加入に関してはお金が絡んでいます。加入したら会費や寄附金を支払わなければならないので、加入しないほうが得に決まっています。しかしながら、お互い助け合うためにも自治会には加入すべきだと思います。</p>
秋山委員	<p>前回の引継ぎで今回も委員をやらせていただくことになりましたが、2年前初めて</p>

	<p>会に参加した時も今日と同じような発言がでていました。また2年後、同じ状況にならないように注意していただきたいです。</p> <p>新しい委員の方には今までの2年間の過程やその中ででてきた今後の課題を分かっていた上で一緒に議論していくのがよいと思います。</p>
会長	<p>あらかじめ事務局は資料を委員の皆様提供し、意見等がある方は事務局にお願いします。次に議題2「市政への市民参画の状況について」ですが、資料につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
企画課長	<p>「市政への市民参画の状況について事務局から説明」</p>
会長	<p>次回の会を「協働、コミュニティ」をテーマにし、その後の会で市民参画について討論しますので、今回の資料をじっくり読んでもっとこういう資料がほしいと事務局に要望を出してください。</p> <p>ちなみに私個人としては、パブリックコメントの意見が政策に反映されているか、実態の把握ができる資料を出していただきたいです。</p> <p>次に議題3「協働の推進状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
企画課副主幹	<p>「協働の推進状況について事務局から説明」</p>
生活課副課長	<p>「市民活動推進センターについて事務局から説明」</p>
会長	<p>市民活動推進センターに関しては、状況報告をしていただき、情報収集や情報発信の作業も具体的に進められ、行政も手を尽くして対応している状況がうかがえます。また資料3では丸亀市が協働に関してどういう取り組みをしたかわかりやすくまとめられています。今の説明でかなり見えてきたところもあると思いますが、協働に関して意見や質問はありませんか。</p>
山本委員	<p>資料3の7ページ以降に実施された提案型協働事業が載っていますが、どれも有意義な事業だったと思います。ただ、どの事業も単年度事業でその後、どのように展開していったのかわかりません。市の事業として取り込まれているのか、市民団体が自立的に継続しているのか、断ち切れになっているのか、丸亀市のまちづくりに生かされているかどうかの資料があれば提示してください。</p>
会長	<p>その後の活動状況は各団体に任せていて、情報はつかみにくいですか。</p>
生活課副課長	<p>実施後の状況はこちらからお伺いしており、情報はありますので資料を提出します。</p>

長	
会長	<p>次回、協働とコミュニティに関して討論しますが、今回コミュニティに関する資料がありませんので、コミュニティに関する資料と前回までの会でたコミュニティに関する問題点を事務局にまとめてもらい、事前配布をお願いします。</p>
山本委員	<p>資料3の5ページに関して、確か高松市がコミュニティプランをすでに作成しているので、丸亀市のコミュニティでもコミュニティプランをつくらうとしているからといって行った事業がこの5ページの事業だったかと思います。その後どのようなようになったのかを教えてくださいたいです。</p>
生活課副課長	<p>地域ごとの特色あるまちづくりということで平成19年度に生涯学習課と協働事業を行いました。また、17あるコミュニティのうちの3つが地域の「まちづくり計画」を出しています。次回資料として示したいと思います。</p>
会長	<p>「まちづくり計画」はコミュニティの現状を知るうえで重要です。独自の計画を立てるコミュニティとはどのような組織なのかという逆の発想も考えることができるのでこれは具体的でとても重要です。</p>
塚本委員	<p>それによって内政干渉をすると、コミュニティはつぶれてしまうので気をつけていただきたいです。</p>
会長	<p>もちろん、コミュニティは自主的、自立的な活動が基本です。</p>
塚本委員	<p>各コミュニティはそれぞれの特色を出そうとしています。それを型に入れるのはよくありません。</p>
生活課副課長	<p>地域がそれぞれの特色を出してどう取り組むかが大切で、計画を立て市と一緒に実施していきます。</p>
大山委員	<p>今の意見に関して別の視点から言えば、税金を使って何かをした以上、NPOであろうとコミュニティであろうと評価を受けなければなりません。この財政難の中、協働や研修をし、成果はあったのかやるに値したのかを行政が振り返るための資料提供や議論は必要です。塚本委員が言われた論点は重要であると同時に、行政側が効率的に税金を使ったかという議論もきちんとしなければなりません。</p>
会長	<p>この点に関しても次回もっと議論しないといけないですね。協働、コミュニティに関して資料がほしい方は事務局に申し出てください。コミュニティの問題はじっくり考えないといけない問題なので事務局も丁寧に資料を作成して下さい。他に何かあり</p>

企画課長	<p>ませんか。</p> <p>では次に議題4「その他」であります。何か意見がありましたらお願いします。ご意見も無いようではありますが、事務局の方で何かございませんか。</p> <p>今後の予定ですが、次回は5月中に「協働、コミュニティ」をテーマにご審議をお願いしたいと思います。また先程、会の開催につきまして予算上の制約があると申しましたが、審議の状況に応じて、会の回数を増やすことができますことをお知らせしておきます。</p>
会長	<p>次回は5月中の開催ということでよろしいでしょうか。以上をもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。皆様、お疲れ様でした。</p>